

特定秘密保護法案の国会提出をやめるよう 強く求めます

安倍政権が制定しようとしている「特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法）」の最終案が 10 月 18 日、自民、公明の両党間で了承されました。10 月 25 日には閣議決定をおこない国会に提出する方針で、今国会での成立もささやかれています。

同法案は、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③外国の利益をはかる目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、④テロ活動防止に関する事項、など 4 分野に関し、「その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがある」情報を、「特定秘密として指定」して管理し、漏洩を防止するとしています。情報を取り扱う者が外部に漏らすことのみならず、取得行為、さらにはその未遂や共謀、教唆または扇動が処罰の対象です。違反した国家公務員などに対して最高 10 年以下の懲役を科すものとなっています。どのようなものを「特定秘密」とするかについては、対象となる情報の範囲が明確ではなく、過度に広範囲なものになっており、「行政機関の長」による恣意的な運用の恐れがあります。しかもいったん指定すれば、その期間は政府の判断でいくらでも更新することができます。国民の「知る権利」や取材や報道、言論の自由が制限され、国会の国政調査権すらも侵害されかねません。

また、「適正評価」として、特定秘密を扱う行政職員や契約会社の職員、警察職員などに対して、質問や資料の提出、公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができますとしています。国民のプライバシー権が侵害されることとなります。

法案のそもそもの狙いは、戦争を企画・指導する日本版安全保障会議を作り、アメリカと共に戦争する日本にするために、アメリカの要請に応じて軍事情報を秘匿しようとするものです。国民は第 2 次世界大戦前も軍機保護法や治安維持法、国防保安法などによって目と耳と口がふさがれ、侵略戦争が推進された歴史を振り返るべきです。

自民党のプロジェクトチームが示した最終案では、国民の知る権利と、報道や取材の自由に「十分配慮」とするとの規定が盛り込まれました。しかし行政の都合で情報を秘密に指定し、罰則を科す法律体系そのものが、国民の「知る権利」や報道・言論の自由を奪い、プライバシー権を侵害し、基本的人権の尊重や国民主権を否定するものであり、憲法違反なのです。どのように取り繕おうとしても、その本質は変わっていません。

安倍政権に対し、特定秘密保護法案の国会提出をやめるよう強く求めます。また、法案の成立阻止にむけて、多くの国民の運動を広く呼びかけます。

2013 年 10 月 19 日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝